≪石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について≫

資料1

1. 国民健康保険税の課税限度額改定の経過

本市における国民健康保険税の課税限度額は、段階的に引き上げを行い、令和４年度は９９万円、令和５年度は１０２万円、令和６年度は１０４万円、令和７年度は１０６万円となっている。
地方税法に定められている法定限度額も、段階的に引き上げられており、令和４年度は１０２万円、令和５年度は１０４万円、令和６年度は１０６万円、令和７年度は１０９万円となっている。

① 石狩市の課税限度額の推移

区　分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基礎課税分(医療保険分)		630,000	650,000	→	→
後期高齢者支援金分	限度額(円)	190,000	200,000	220,000	240,000
介護納付金分		170,000	→	→	→
限度額合計額（円）		**990,000**	**1,020,000**	**1,040,000**	**1,060,000**

② 法定限度額の推移

区　分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基礎課税分(医療保険分)		650,000	→	→	660,000
後期高齢者支援金分	限度額(円)	200,000	220,000	240,000	260,000
介護納付金分		170,000	→	→	→
限度額合計額（円）		**1,020,000**	**1,040,000**	**1,060,000**	**1,090,000**

2. 課税限度額改定の趣旨

保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和７年３月３１日に公布、令和７年４月１日に施行され、国民健康保険税課税限度額の法定限度額が「①課税限度額の改定（案）」のとおり引き上げられたことから、政令に基づき令和８年度から基礎課税分（医療保険分）の課税限度額を１万円引き上げ６６万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を２万円引き上げ２６万円に改定するもの。

① 課税限度額の改定(案)

区　分	改定前	改定後	備　考
基礎課税分(医療保険分)	65万円	66万円	**1万円引き上げ**
後期高齢者支援金分	24万円	**26万円**	**2万円引き上げ**
介護納付金分	17万円	17万円	据え置き
計	106万円	**109万円**	**3万円引き上げ**

② 管内他市の国民健康保険料(税)課税限度額

市　名	年　度	基礎課税分	高齢者支援金分	介護保険分	合　計
札幌市（料）	令和６年度	65万円	24万円	17万円	106万円
	令和７年度	**66万円**	**26万円**	**17万円**	**109万円**
	令和８年度	66万円	26万円	17万円	109万円
千歳市（料）	令和６年度	65万円	24万円	17万円	106万円
	令和７年度	**66万円**	**26万円**	**17万円**	**109万円**
	令和８年度	66万円	26万円	17万円	109万円
江別市（税）	令和６年度	65万円	22万円	17万円	104万円
	令和７年度	65万円	24万円	17万円	106万円
	令和８年度	**66万円**	**26万円**	**17万円**	**109万円**
恵庭市（税）	令和６年度	65万円	22万円	17万円	104万円
	令和７年度	65万円	24万円	17万円	106万円
	令和８年度	**66万円**	**26万円**	**17万円**	**109万円**
北広島市（税）	令和６年度	65万円	22万円	17万円	104万円
	令和７年度	65万円	24万円	17万円	106万円
	令和８年度	**66万円**	**26万円**	**17万円**	**109万円**

※札幌市、千歳市は改定済み。江別市、恵庭市、北広島市については令和8年度改定予定。

３. 課税限度額改定による影響

① 改定により影響を受ける世帯

（基準データ：令和7年8月12日現在）

対象世帯	**うち影響世帯**	影響割合
6，363世帯	**116 世帯**	1．82 ％

② 改定により見込まれる課税増加額

（基準データ：令和7年8月12日現在）

基　礎　課　税　分（医　療　保　険　分）	
課税増加額	**1，169 千円**
後　期　高　齢　者　支　援　金　分	
課税増加額	**961 千円**
課税増加額合計	**2，130 千円**

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令　新旧対照条文【抜粋】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（国民健康保険税の基礎課税額等の限度） 第五十六条の八十八の二　法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、六十六万円とする。 ２　法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、二十六万円とする。 ３　略	（国民健康保険税の基礎課税額等の限度） 第五十六条の八十八の二　法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、六十五万円とする。 ２　法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、二十四万円とする。 ３　略